

(別添)

4 文科高第 1027 号
医政発 1006 第 19 号
健 発 1006 第 2 号
令和 4 年 10 月 12 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)
文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令の施行について
(通知)

この度、別紙のとおり「歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令(令和四年文部科学省厚生労働省令第三号)」が、令和 4 年 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日から施行されました。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、十分御留意いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含む。)、保健所、関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

大学設置基準の一部を改正する省令(令和四年文部科学省令第三十四号。以下「改正大学設置基準」という。)において、単位の計算方法については、1 単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた 45 時間の学修を必要とす

る内容をもって構成することを標準とすることは維持しつつ、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定を廃止することとされているところ、医療関係職種養成所指定規則においては、各養成施設における実験、実習及び実技の授業について、その質を担保する観点から、30 時間から 45 時間の範囲で大学が定めることとする従来の内容を維持することとし、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

次に掲げる省令において、単位の計算方法に関して改正大学設置基準第二十一条第二項を準用しつつ、実験、実習及び実技の授業については、同項中「おおむね十五時間」とあるのを「三十時間」と読み替えるものとする。

- ・ 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）
- ・ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）
- ・ 歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）
- ・ 管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）
- ・ 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）
- ・ 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）
- ・ 救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省・厚生省令第二号）
- ・ 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）

3. 施行期日等

公布日：令和 4 年 9 月 30 日

施行期日：令和 4 年 10 月 1 日

以上

○文部科学省
厚生労働省令第三号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十六条、義肢器具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十六条、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十二条、言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第四十一条、栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第十一条、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第七条第一項、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項、歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第九条第一項、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十條第一項、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第九条第一項、視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第十條第一項、歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）第二條第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）第一条第一項及び柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百一号）第二條第一項の規定に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子
厚生労働大臣 加藤 勝信

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令
（歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正）

第一条 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第二条関係） 〔表略〕	改	正	後
	改	正	前

<p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二～四 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二～四 [同上]</p>
--	---

第二条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前	
<p>別表一（第二条関係） [表略]</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>別表二（第三条関係） [表略]</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>別表三（第四条関係） [表略]</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二～五 [略]</p>	改 正 後	改 正 前	<p>別表一（第二条関係） [同上]</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二・三 [同上]</p> <p>別表二（第三条関係） [同上]</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二・三 [同上]</p> <p>別表三（第四条関係） [同上]</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二～五 [同上]</p>

<p>別表三の二(第四条関係) 〔表略〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条第一項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第三条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>三 〃五 〔略〕</p> <p>別表三の三(第四条関係) 〔表略〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)第一章第二款第三項(一)アの規定による。</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、高等学校の専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>三 〃四 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正)</p> <p>第三条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改 正 後</p> <p>別表第一(第二条及び第五条関係) 〔表略〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二 〃四 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>別表三の二(第四条関係) 〔同上〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条第一項の規定の例による。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>二 〃四 〔同上〕</p> <p>別表三の三(第四条関係) 〔同上〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)第一章第二款第三項(一)アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>二 〃三 〔同上〕</p>	<p>改 正 前</p> <p>別表第一(第二条及び第五条関係) 〔同上〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二 〃四 〔同上〕</p>
--	--	---	--

(診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正)

第四条 診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第一(第二条関係) 〔表略〕 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二・三 〔略〕	別表第一(第二条関係) 〔同上〕 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。 二・三 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正)

第五条 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表(第二条関係) 〔表略〕 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二・三 〔略〕	別表(第二条関係) 〔同上〕 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。 二・三 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(管理栄養士学校指定規則の一部改正)

第六条 管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第一(第二条第一号関係) 〔表略〕 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二・三 〔略〕	別表第一(第二条第一号関係) 〔同上〕 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。 二・三 〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正)

第七条

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
別表第一(第二条関係)	〔表略〕	別表第一(第二条関係)	〔同上〕
備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。
別表第一の二(第二条関係)	〔表略〕	別表第一の二(第二条関係)	〔同上〕
備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
別表第二(第三条関係)	〔表略〕	別表第二(第三条関係)	〔同上〕
備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
別表第二の二(第三条関係)	〔表略〕	別表第二の二(第三条関係)	〔同上〕
備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	備考	一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
備考	表中の「」の記載は注記である。		

(臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正)

第八条 臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>〔表略〕</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二・三 〔略〕</p>
改 正 前	<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の既定の例による。</p> <p>二・三 〔同上〕</p>

(視能訓練士学校養成所指定規則の一部改正)

第九条 視能訓練士学校養成所指定規則(昭和四十六年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>〔表略〕</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二・四 〔略〕</p>
改 正 前	<p>別表第一(第二条関係)</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考</p> <p>一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二・四 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正)

第十條 柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和四十七年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一(第二条関係) 〔表略〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二・三 〔略〕</p>	<p>別表第一(第二条関係) 〔同上〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二・三 〔同上〕</p>

(臨床工学校養成所指定規則の一部改正)

第十一條 臨床工学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一(第四条関係) 〔表略〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p> <p>二・三 〔略〕</p>	<p>別表第一(第四条関係) 〔同上〕</p> <p>備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。</p> <p>二・三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(義肢器具士学校養成所指定規則の一部改正)

第十二条 義肢器具士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表第一(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技に係る授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

別表第二(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

別表第三(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(救急救命士学校養成所指定規則の一部改正)

第十三条 救急救命士学校養成所指定規則(平成三年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表第一(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二・三 〔略〕

改 正 前

別表第一(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。

別表第二(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

別表第三(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二・三 〔同上〕

改 正 前

別表第一(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。

二・三 〔同上〕

別表第二(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二・三 〔略〕

別表第三(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二・三 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正)

第十四条 言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表第一(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算の方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二・四 〔略〕

別表第二(第四条関係)

〔表略〕

備考

一 単位の計算の方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二・三 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表第二(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二・三 〔同上〕

別表第三(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二・三 〔同上〕

改 正 前

別表第一(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算の方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。

二・四 〔同上〕

別表第二(第四条関係)

〔同上〕

備考

一 単位の計算の方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二・三 〔同上〕